



消費税増税に関する情報を 悪用したトラブルについて

今月1日から、消費税が8%から10%に上がるのに伴い、軽減税率制度やキャッシュレス決済に対するポイント還元などが開始します。しかし、これらの情報を悪用した詐欺などのトラブルも報告されております。常に情報を収集してトラブルに遭わないようにしましょう！

消費税増税に関するの広報や相談窓口をご紹介します！

政府広報オンラインにて、消費税増税について詳しく掲載されています。

政府広報オンライン <https://www.gov-online.go.jp/cam/shouhizei/>

軽減税率制度、キャッシュレス決済に対するポイント還元制度に関する

お問い合わせ窓口

消費税価格転嫁等総合相談センター（内閣府）（軽減税率制度）

0120-200-040（IP電話を含む固定電話からおかけの場合）

0570-200-123（通話料金がかかります。）

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

（令和元年10月は土曜日も受付）

メール：ホームページ上の専用フォーム（24時間受付）

URL <https://www.tenkasoudan.go.jp/>

キャッシュレス・消費者還元事業事務局（キャッシュレス）

0120-010-975

受付時間：午前10時～午後6時（土日祝日を除く）



トラブル事例

銀行の業界団体を名乗る男から、「消費税増税の関係で、高齢者に社会保険料の一部が戻ることとなった。通帳とキャッシュカードの番号を教えて欲しい。お宅は4万円戻る。」と電話があった。

※金融機関や行政等が消費税増税を理由に、消費者個人に電話を掛けてくることはありません。

※電話で「お金の話」はすべて詐欺です！

不審な電話があった際は、すぐに消費生活センターや警察等に相談して下さい！



消費者トラブルにあった場合は消費者ホットライン『188』、
土日祝日は警察『#9110』までお電話下さい。

消費者ホットライン
イヤヤ！泣き寝入り！
局番なし **188**
身近な消費生活窓口

今年も**多重債務者相談強化キャンペーン**を 開催します！！

庄内消費生活センターでは、下記の消費生活無料法律相談会とは別に、11月下旬に多重債務に関する相談に特化した無料の法律相談会を開催します。

相談会は1枠あたり40分で合計3枠2時間を予定しております。

相談会への参加には事前の予約と聞き取りが必要となります。ご予約、お問い合わせは下記の庄内消費生活センターまでご連絡下さい。

無料法律相談会の日程等は11月号の庄内消費生活センター情報で詳しく記載します。



消費生活無料法律相談会開催日



- ・10月 9日(水)
 - ・11月 13日(水)
- 〔 午後1時30分から
午後3時30分まで 〕

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。2日前までにお電話下さい。



～消費者生活出前講座のご案内～



庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

講座に関するお問い合わせ・お申し込み専用 TEL:0235-66-5453

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁1階)
《開設時間》午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)
《電話番号》0235-66-5451

☆消費者ホットライン(188)もご利用下さい☆

相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452

